新しい青年團
向日町の各区に新しく誕生

向日町青年団では、今般新しい性格をもつた青年団として、改組されることになり、従来の向日町青年団を解散して、一地域をまとまりとした、部落青年団を結成することになりました。従来「支部」として活動してきたのを独立して、地域の主体性をもつた青年団として活動することになつたわけです。

向日町青年団は乙訓郡内では、すぐれた数十年の歴史と伝統をもつた、立派な団体でした。今日町内で活躍されている方々の発展史の頁に大きく印され、旧態に輝いています。時代とともに活躍した青年団でしたが、今日の事情からみて、その運営に新しい意味と内容を必要とする批判ともなつてきました。こうした自覚と必要から一つの脱皮をすることになつたのが、今般の青年団の改組なのです。一そうの充実と活動を願つての発展的な組織をもつことになつたといえます。

青年団はいうまでもなく、自主的な民主団体です。そしてその活動のねらいは、会員の教養を高めることが第一の目的です。そのためには集団行動への訓練と協力を育て、相互の親和をはかつて、健全なリクレーションや学習を体験していくことが必要です。

最近、青年団の活動の中心として、青年学級の学習やクラブ活動が、さかんにとりあげられるようになつてきたのも、団員が自己向上の意識と生活の充実に眼をむけるという、ほんとうの活動の在り方に目的を近づくようになつた現れとみられます。しかし全体的にみれば卒直にいつて、その熱意はまだまだです。「学習する」青年団「生活を深めてゆく」青年団の活動を期待したいものです。

向日町においても、七つの地区青年団が、相互の親睦と学習交換をはかつて共同するための、連絡協議会のような組織が、やがて結ばれてくるでしょう。ほんとうの意味の民主団体、自主的に活躍する、会員めいめいの自分たちの青年団であつてこそ、新しい時代の青年団といえましよう。

講座

会場・教育委員会事務局

○婦人教養講座

一、題目『新しい家庭生活の育て方』

旧い家族制度が改められて、人間性の尊重にもとずいた新しい人間関係の家庭生活に約束されたはずなのですが、事実また問題が多いのではないでしょうか。新しく家庭生活の在り方と育て方について考えてみたいと思います。

どこに問題があるのか、どうしてなのか――について興味のあるお話がきけると思います。

二、日時　十月二十三日(水)午後二時―四時

三、講師　京都家庭裁判所　判事　小林謙助氏

○家庭教育講座

一、題目『入学前の子どものしつけ方』

もう四、五ケ月すれば、一年生としての入学期です。――そのようなお子さんのしつけ教育は、もう十分に考えられ、準備されなければなりません。「よい一年生になるための」「よくできる子どもになるための」の指導としつけについて考えたいと思います。

二、日時　十一月六日(水)午後二時―四時

三、講師　府村社会教育指導主事

婦人　伸びゆく婦人學級

明かるいゆかたかな家庭生活をきずくためによい子を育てるために、風習と生活改善の要求のために――婦人学級の活動が芽をふいてきました。小グループの話合いと研究によつて、改善への願いこそ、ほんとうの婦人会活動といえましよう。その学級レポートを抄録しておくります。

Aグループ

「家族の話合いをどのようにもつか」の題目で話合いました。どんな機会に話合うか、どんなことが話題として適当か、どのようにして話をすすめていくかなどについて、問題は多いようです。家庭のものがよく話合つてそれぞれの立場を理解し、お互に協力する家庭の雰囲気を育てるためには、まず話合うことを、もつともつと有効にもたなければならないという意見が中心となりました。

今の社会、家庭の間の問題は「人間尊重」ということが願いなのです。お互に立場を認めあい、相手の気持になつて協力していくことなのです。これを身近かな問題にとりあげて考えてみても、どんなに不合理な事実が多いことでしょうか。それについてお互の体験を語り合ううちに、その方法としての”話合い方”をどのようにするか――ということで、なんでもないようで、いくつもの障害があることが問題となりました。

第一にお互の立場や気持をくみとることができにくいこと、つぎに世間のつまらないかげ口やていさいに気がねすることが多いこと、またよいことをとり入れ工夫していこうとする考えがとぼしいこと、親子での意見がまちまちで、一しように考えていこうとしないことなど現実の問題がずい分あるようです。

「だからこそ」話合いの場が必要なのです。できるだけ、家庭のみんなが一しよにくつろいだひとときを、さまざまな問題について話し合いながら、目標を一つにし工夫し考えることが大切です。

Bグループ

「親子関係の望ましい在り方について」が中心話題になつております。大切な問題です。そこには、ありきたりのままでよい、とはいえないものが多分にあります。新しい親子関係が中心になつて、明かるい家庭が成長していくことはいうまでもないことです。旧い家族制度がすたつて明るい長幼の区別なく個人の尊重を主軸とした、親密関係の温かい家庭集団であるところに、楽しい家庭生活が約束されます。このように家庭の関係が新しい性格をもつてきたところに親子関係の改善のめあてがあるといえましよう。

親子関係は、家庭の構成によつてさまざまな問題をもちます。話題になつた主なものは、嫁としゆうと、しゆうとめの関係、青年期の子どもとの問題について、などが多いようですが、考えなければならない問題です。

第一に親のいい分があります。親が子どもに対する心配や期待、不満や要求です。第二に嫁(主婦として)のいい分があります。主婦としてやつていきたい願いや不満です。”嫁とはなにか””姑の要求とはなにか”といつた問題が話されました。こうした現実の苦労や悩みから、問題解決の糸口がでてきました。

ここで問題になるのは、しゆうとめの考え方や気持、青年期の子どもの考え方や欲求、つまり老人や子どもの心理と生活についてです。B学級では、このような問題についても研究し理解をもたなければなりません。つづいて話合いは発展していくようです。

Cグループ

「子どもの理解について」のテーマです。よいしつけ教育はまず子どもの理解からはじまるといわれています。子どもの困つた問題や心配は、その子どもが”なぜそのような態度をとるのか”という、その原因や事情からみてやらなければならないのです。

Cグループの方々が、子どものよい理解者として、子どもの個性や特徴をよく知り、その伸ばし方や矯正の方途を、子どもの立場にそつたものとして、よい指導(指導者)になろうとつとめられる姿が、この学級にみられます。

子どもの理解には、その間のつけ方が大切です。いまのところ、子どもの気持、子どもの考え方についての理解を中心として、日常生活の見方とその導き方が主題となつています。さまざまの問題行動について、子どもとは――という、子どもの立場をほんとうに理解できる、親の眼を拓かれることと思います。

Dグループ

「婦人会活動の在り方について」の新しい考え方が話合われました。婦人会の活動はけつして型にはまつた行事ばかりでなく、もつと”教養を身につける”ための、自分たちの学習活動に重点があるのです。生花、洋裁、料理、簿学、リクレーションなども、それぞれに有意でのぞましいことです。がそれだけでは、ほんの初期の活動でしかないのです。

最近婦人会の活動面に、婦人学級が大きくとりあげられるようになりました。身近かな生活の問題をとりあげて、小数のグループで話合つていく共同学習です。問題点をみんなで解明していくのです。どうしてなのか、どうすればよいのか、などについて理論的にも実際面についても考えてみるのです。工夫していくのです。指導者から話をきくことも必要ですがそれはまかしてもらう――という受身でなく、それによつて考え方を深かく理解していこうとする、自分自身の問題なのです。

このような婦人学級では、多く話すことに大切な意味があります。話すことが主体になるのではなく、話私はこう思う、私はこんなにしたという話題が交換されて、お互の考え方が正しく深かくなつていきます。反省されたり、訂正されたりするのです。自分自身の問題となるのは、話すことをと通してほんとうのものになるといつても過言ではありません。きいたり、見たり、話しあつたりして問題を解決していく小集団の婦人学級こそ婦人会活動の重点といつてよいのです。

この学級も、ここを出発点として、テーマ学習へ発展していくことになりました。

教育相談室 ⑤

向日町教育委員会事務局

相談日……毎週月・水・金午後一時―五時

担当……府村社会教育指導主事

反抗する子ども

子どもの相談をうける問題の悩みのうちに「反抗する子ども」の困つた問題はかなり多いようです。子どもの反抗心はケースに限りのないほど、さまざまの症状を現わします。おこりつぽい子ども、けんかずきの子ども、よくすねる子ども、乱暴なことをする子ども、しつとする子ども、うそをつく子どもなど――あらゆる様相をとつて表われますが、子どもの理解にとつて大切なのは、そのような行動に表われた表面的な症状ではなく、どうして子どもが反抗するのか、その原因をとらえることです。

子どもの反抗は、その原因も複雑な心情をともなうものですが、そのおもなものは、まず、欲求不満にあるといってよいでしょう。自分への愛情が得られない不満があるとき、自分への正当な自由が認められない不満があるときです。

つぎには、自分に対して抑圧が強いときです。おとなの一方的な考えで、子どもの考えや行いが無視されたり、非難されたりするときです。自分が認めてもらえない不満からおこる場合です。

第三には、自分の弱点をするどく衝かれて反ぱつする時、虚勢を示して自分を有利に見せようとする時など、劣等感や嫉妬からくる場合です。子どもが自尊心を傷められて、情緒不安定から反ぱつするのです。

第四にあげられるのは、子どものわがままからくるものや、また兄弟や友だちの乱暴を模倣する場合など、実は未熟な幼稚性からくるものもあります。

第五に考えられるのは、うばわれた愛情や、与えられない愛情をとりもどすための愛情不満の要求のための反抗です。また退行的な反抗や、ひがみやそねみの非行となつて表われる、抵抗としての反抗もよくあります。

反抗する子どもは、ある意味で問題をもつた子どもなのです。多くの場合、このような情緒不安定を理解してやること、自主性と社会性を十分に育ててやること、いいかえれば子どもの気持と自立心を重んじてやることが根本的に大切なことです。

社会教育便り

・教委事務局・

◇青年学級研究会

向日町青年学級では、去る二十二日、学習研究会と体育研究会を開催いたしました。日頃の学習(音楽、習字、生花)の研究発表と庭球、バレーの競技会でした。学習や体育技術が、めだつて向上進歩したことがうかがわれ好評を得ました。

◇婦人会誌

向日町婦人会では、会員の意見をもり上げた会誌創刊号「これでよいだろうか」の特集号を刊行されました。これでよいだろうかと真剣に生活と世相を顧いて、とりあげられた題目は、その一つ一つが切実な婦人生活の問題だけに、しみじみとひびいてくるものがあります。従来の会誌の型をやぶつて編集されたところに、大きな意味と意慾がみられます。

◇図書の利用

教育相談所や青年学級、婦人学級の図書が利用されるようになりました。また読書会のお世話もしております。御希望の方は御遠慮なく御利用になつて下さい。

住民登録

住民票はどのように利用されているか

住民登録制度が実施されてから五周年になる。戸籍が人の身分関係を登録公証する制度であるに対し住民登録は人の居住関係を登録公証する制度である。また住民登録制度とは、ひとくちにいえば市町村においてその市町村の住民である資格を有する者を「住民票」に登録して、市町村に備えつけておき、人の住所を公に証明し、住民の利便をはかるとともに、市町村はもとより国やその他各種の行政機関によつて行われるあらゆる事務を適正で簡易にして、迅速に処理しうるための制度でもあるということができる。

また住民票は居住地において、実際に生活をともにしている世帯を単位として作られているのであるから、本人の家族の状況なども知る上に、戸籍には見られない利点もあるわけである。

最近月給者に対する給与金の請求のときも戸籍または、住民票の謄本か抄本を添えることになつている。

また不動産の移転登記をする場合に、[illegible]人名義による登記を防止するため、自己の住所を公に証明する機能を、登記所に提出しなければならないことになつているが、これも住民票の謄抄本を提出すればよいことになつている。

さてこの制度が、実施されてから市町村でどのようにこれが運営され、どのように利用されているだろうか。

◇われわれと住民票◇

住民票には、その市町村に住む住民各人の氏名、出生年月日、性別、本籍、住所、住所を定めた年月日等が記載されていて、これらの事項はいづれも個人を特定するための最少限度の事項であるが、各住民の日常生活の上においてはこれらの事項を証明する必要に迫られることがきわめて多い。たとえば、子供の入学の場合とか、就職のときとか、その他各種の免許証の交付を受ける場合などには、どうしても本人の年令や住所、届出の有無などについての証明が、必要とされるわけである。従来このような場合には戸籍の謄抄本を用いていたのであるが「住民票」の制度が創設されてあるので、わざわざ遠い本籍地の市町村から戸籍の謄本や抄本をとり寄せる必要はなく現住地の市町村役場で、簡単に住民票の謄本、抄本をもらつて役立てることができるのである。

また、自動車の運転免許の交付を受ける場合でも、申請書に住民票の抄本を添付すればよいことになつており、このように住民票に基く証明は戸籍その他の諸公簿では証明できない。住民各人の住所の所在、その期間、住民たる資格世帯の構成など現実に居住関係にもとづく諸事実を、簡易にかつ迅速に証明してもらうことができるのである。

なお住民登録制度にあつては、本籍地町村において、戸籍の表示欄として「戸籍の附票」が付けられておりこれに、住所地市町村からの通知によつて各人の、住所および住所を定めた年月日が記載されているので本籍地において、その者の住所が常に明らかにされており従来に知られなかつた住所もある。このことはいままで行方不明とされていた者が本籍地の市町村役場に問合せたことによつて、その住所が判明し、数十年ぶりに親子兄弟が対面することができたという実例となつて現われている。

◇行政事務と住民票◇

市町村はその住民によつて、構成されている公共団体である。したがつて市町村およびその関係機関は、行政事務の処理上あらゆる場合において住民を具体的に把握していなければならないことはもちろんであつて、その住民を正確に把握することなくしては、よい行政すなわち住民に十分のサービスをすることは不可能なことである。このように住民登録は、行政の上にもその事務の処理にもその住民登録を基礎として事務の適正化、能率化に多大の成果を収めているのである。

たとえば、選挙管理委員会においては、毎年その選挙人名簿調製に住民票を基礎とし、またその市町村の区域内の子女に対する就学の機会均等をはかり入学する学令簿調製にあたつて、この住民票にもとづいて行つ[illegible]ているなどでそ[illegible]の他予防接種に[illegible]共食配給などの[illegible]事務についても[illegible]諸般関係住民票[illegible]を基礎とするこ[illegible]とによつて、事務処理のための労力および経費が相当削減され、かつ事務の正確に多大の効果をあげつつある。したがつてそれだけ住民の利便も増大しているものと推測されるのである。つぎにこの住民登録によつて常に正確に国民の人口及び世帯数の統計が保たれることである。従来日本国民の人口、世帯数を知るためには五年目に国勢調査の結果によつていたが、しかし住民登録制度が実施されてから市町村に備えつけてある住民票の個数を集計することにより、この統計がいつでも正確にかつ容易にできるのである。このように市町村はもとより国、各種官公署あるいは各会社団体などその最も新しい人口や世帯の統計資料として、その事業の合理にあたつても必要性を感ずるものとなつており、その住民登録による転入届出を集計することにより、人口の移動状況を把握して人口の社会動態に関する貴重な資料が保たれているのである。

(官報資料より)